

事業再評価対象事業及び評価一覧表

別添資料 1

※【】内は当初計画又は前回再評価時の内容

No.	事業種別	事業名	事業内容	再評価理由 ※1	事業開始年度	完了予定年度	総事業費 (億円)	既投資額 (億円)	事業費ベース進捗率	進捗率	費用便益 分析 (B/C)	評価結果 ※2	所管局の考え方
1	街路	豊里矢田線(北田辺)	延長:L=1,500m 幅員:W=25m 拡幅(現道幅員:W=6m)	④	H9	H27 【H27】	139 【124】	115 【92】	83% 【74%】	用地取得率:92% 工事進捗率:5%	2.71	事業継続 (A)	本路線は、防災上緊急に整備する路線として、完了期間宣言防災路線に位置付けており、防災機能は平成21年度に概成しているが、本地域の機能的な道路ネットワークを構築し、周辺道路の渋滞緩和を図るため、残る用地買収を進め道路整備を行う必要がある。 併せて、大阪市防災まちづくり計画においても防災性向上重点地区に位置付けられ、防災上も重要であることから重点的に事業を実施し、平成27年度の整備完了を目指す。 以上により「事業継続(A)」とする。
2	街路	河堀口舍利寺線	延長:L=880m 幅員:W=15m 拡幅(現道幅員:W=6.5m)	④	H9	H31 【H27】	55 【55】	41 【32】	75% 【58%】	用地取得率:74% 工事進捗率:16%	3.28	事業継続 (B)	本路線は、住環境面、防災面等で多くの問題を抱える生野区南部地区の面的な老朽住宅密集市街地整備と一体となって整備を進める必要があり、区内を横断する補助幹線道路として自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の確保の必要性は依然として高く、住民の問題意識も高まっていることから、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、平成31年度の事業完了を目指す。 以上により「事業継続(B)」とする。
3	街路	鞍作線	延長:L=840m 幅員:W=16m 拡幅(現道幅員:W=7.5m)	④	H9	H27 【H27】	25 【25】	22 【13】	88% 【52%】	用地取得率:88% 工事進捗率:26%	2.00	事業継続 (C)	自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の確保の必要性は高いが、歩道は一部未整備の部分があるものの、大部分において連続性が確保されているため、事業の遅延による影響は比較的小さい。また、限られた予算の中で、本路線への重点的な予算配分は難しく、限定的な事業実施にとどめざるを得ないが、建築制限が課されている地権者の買取要望への対応や、住宅整備により増加した道路利用者の安全性を確保するため、まとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩道整備を実施するなどの対応に努める。 以上により、「事業継続(C)」とする。
4	街路	尼崎堺線(西成南)	延長:L=1,680m 幅員:W=30m 拡幅(現道幅員:W=20m)	④	H9	H27 【H27】	114 【114】	63 【48】	55% 【42%】	用地取得率:82% 工事進捗率:8%	2.01	事業継続 (C)	自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の確保の必要性は高いが、歩道は一部未拡幅の部分があるものの、連続性が確保されているため、事業の遅延による影響は比較的小さい。また、限られた予算の中で、本路線への重点的な予算配分は難しく、限定的な事業実施にとどめざるを得ないが、建築制限が課されている地権者の買取要望への対応や、居住者の増加による安全性の確保として、まとまった用地が確保された区間においては暫定的に歩道整備する等の対応に努める。 以上により「事業継続(C)」とする。
5	街路	十三吹田線	延長:L=780m 幅員:W=25m 新設	④	H9	H27 【H27】	68 【68】	12 【12】	18% 【18%】	用地取得率:55% 工事進捗率:0%	1.51	事業継続 (C)	限られた予算の中で、早期事業効果の発現が困難な本路線への重点的な予算配分は難しく、限定的な事業実施にとどめざるを得ないが、自動車交通の円滑化及び歩行者等の安全性の確保の必要性は高く、早期工事着手に向け、建築制限が課されている地権者の買取要望への対応などにより、事業遅延による課題の対応に努める。 以上により「事業継続(C)」とする。
6	街路	天王寺大和川線	延長:L=5,520m 標準幅員:W=29m 新設	③	H16	H29 【H29】	942 【942】	569 【—】	60% 【—】	用地取得率:69% 工事進捗率:0%	1.33	事業継続 (A)	本路線は、整備前の段階から地域協働に取り組む等、従来の都市計画道路とは異なる先進的な手法を用いて事業を進めており、沿線地域における本事業への関わりは非常に活発な状況があり、事業への関心も高い。また、本路線のうち、起点から木津川平野線までの区間については、完了期間宣言防災路線として位置付けている。以上のことから、事業の必要性は非常に高く、重点的に事業を実施し、平成29年度の事業完了を目指す。 以上により「事業継続(A)」とする。
7	街路	正蓮寺川歩行者専用道	道路延長:L=2,660m 標準幅員:W=12m 新設	③	H15	H32 【H26】	23 【23】	7.1 【—】	31% 【—】	工事進捗率:0%	14.64	事業継続 (B)	本路線は正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業である河川事業や高速道路事業、下水道事業、公園事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、関連事業の進捗を勘案しながら、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、平成32年度の事業完了を目指す。 以上により「事業継続(B)」とする。
8	道路	市道西成区第369号線 道路改良事業	延長:L=950m 幅員:W=13m 拡幅(現道幅員:W=約5.5m)	③	H15	H26 【H21】	25 【25】	15.5 【—】	62% 【—】	用地取得率:61% 工事進捗率:6%	1.65	事業継続 (B)	本路線は、狭隘な道路であり、歩車道の分離を行い、当該地区の歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通機能の確保を行う必要性が高い。また、防災上の面から必要性が高い事業であり、用地取得率も高く、特に民有地買収は95%に達しており、一定区間用地確保が完了した箇所から歩車道分離の道路整備に着手していることから、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、平成26年度の事業完了を目指す。 以上により、「事業継続(B)」とする。
9	道路	主要地方道住吉八尾線 道路改良事業	延長:L=400m 幅員:W=11m 拡幅(現道幅員:W=約5m)	④	H9	H26 【H22】	15 【15】	9.6 【9.0】	64% 【60%】	用地取得率:76% 工事進捗率:0%	1.66	事業継続 (B)	本路線は、狭隘な道路であり、歩車道の分離を行い、当該地区の歩行者ならびに自転車の安全対策及び緊急車両を含む自動車の円滑な交通機能の確保を行う必要性が高い。また、防災上の面から必要性が高い事業であり、用地取得率も高い状況であることから、予算の範囲内で着実に事業実施に努め、一定の用地確保ができた区間から道路整備に着手することで早期に事業効果を発現させるとともに、平成26年度の事業完了を目指す。 以上により、「事業継続(B)」とする。

No.	事業種別	事業名	事業内容	再評価理由 ※1	事業開始年度	完了予定年度	総事業費 (億円)	既投資額 (億円)	事業費ベース進捗率	進捗率	費用便益 分析 (B/C)	評価結果 ※2	所管局の考え方
10	橋梁	主要地方道大阪狭山線(下高野橋)橋梁架替事業	延長:L=540m(橋梁190m) 幅員:W=13m 架替(現幅員:W=7.8m)	③	H14	H27 【H25】	32 【32】	23 【—】	72% 【—】	【橋梁部】 工事進捗率:65% (事業費ベース) 【取付道路部】 用地取得率:80% 工事進捗率:60%	2.10	事業継続 (A)	本事業は、下高野橋の架替えを行う事業である。本橋は、昭和2年に架橋されてから既に約80年が経過しており、本橋の老朽化は年々深刻さを増している。また、狭隘な道路幅員の解消や、治水環境の改善など、事業としての必要性は依然として高い。新橋架設工事が平成23年度に完了し、既設橋梁撤去までの目途も立っていることから、平成27年度の事業完了を目指す。 以上により、「事業継続(A)」とする。
11	公園	正蓮寺川公園	全体計画面積:18.8ha	③	H14	H32 【—】	67 【67】	11 【—】	16% 【—】	工事進捗率:0%	14.64	事業継続 (B)	本事業は正蓮寺川総合整備事業の一環として位置付けられており、関連事業である河川事業や高速道路事業、下水道事業、街路事業と連携して事業進捗を図る必要がある。よって、関連事業の進捗を勘案しながら、必要となる予算を確保し、完成に向けて着実に事業を実施する。 以上により、「事業継続(B)」とする。
12	公園	津守中央公園	全体計画面積:3.7ha	④	H9	H25 【H22】	189 【189】	188 【141】	99.7% 【74.6%】	工事進捗率:95.7%	—	事業継続 (B)	用地取得率100%、工事進捗率95.7%に達しており、今後も平成25年度事業完了に向け進めていく。 以上により、「事業継続(B)」とする。
13	住宅 地区 改良	長橋住宅地区改良事業	地区面積:1.28ha 不良住宅除却:211戸 改良住宅建設:147戸	④	H9	H27 【H22】	90 【93】	64.7 【62.7】	71.88% 【67.41%】	用地取得率:69.29% 住宅除去率:73.93% 住宅建設率:53.06%	1.01	事業継続 (B)	本事業は、住宅密集市街地内にある、不良住宅の自主建替が困難な地域において限定的に実施している事業であり、地区住民が健康で文化的な生活を営むことのできる、住環境の整備・居住水準の確保、地区周辺エリアも含めた防災力の向上を図るため必要な事業である。 用地買収が難航して事業が長期化しているが、大地主が事業協力の姿勢を見せるなど用地取得交渉の進展が期待でき、計画的な改良住宅の建設・施設整備を行なうことにより平成27年度の事業収束をめざしている。 以上により、「事業継続(B)」とする。
14	公害 防止 対策	公害防止対策事業	有機汚泥対策 約4万m ³ 底質ダイオキシン類対策 約93万m ³	①	H13	H41 【H27】	147 【147】	8.6 【4.1】	約6% 【約3%】	約6% (うち底質ダイオキシン類対策:5%)	7.40	事業継続 (C)	全体事業費が147億円と巨額であるにもかかわらず、年間1億円程度と非常に限られた事業費見込みとなっていることから、現時点では「限定的な実施にとどまるもの(C)」と評価する。 なお、必要性の高い事業であるので、事業費の確保について、他事業のコスト削減など、様々な視点から検討し、また港湾局単独ではなく全庁横断的に環境改善に取り組めるよう検討していく。 以上により「事業継続(C)」とする。
15	環境 整備	此花西部臨港緑地整備事業	総面積:62,000m ² 整備内容:園路,植栽,オープン スペース,照明施設	④	H9	事業再開 後5カ年 【H28】	21 【21】	16 【16】	76% 【76%】	工事進捗率:31%	6.9	事業休止 (D)	此花西部臨港緑地は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンを核とする此花西部臨海地区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、大規模地震時における防災緑地として、事業の必要性は変わっていない。 大阪府の堤防補強について、府の検討委員会の中で一定の評価は受けているものの、新技術及び新工法を積極的に取り入れていく必要があるとされており、事業計画が確定していないことから、本事業を事業休止とする。 以上により、「事業休止(D)」とする。
16	環境 整備	中央突堤臨港緑地整備事業(物揚場整備事業を含む)	総面積:85,000m ² 整備内容:園路,植栽,オープン スペース,照明施設、物揚場、 防波堤、浮桟橋等	④	H9	H38 【H28】	102(60) 【-(60)】 ():緑地	48(15) 【-(14)】 ():緑地	47(25)% 【-(23)%】 ():緑地	緑地整備:21% 物揚場整備:57%	2.4	事業継続 (C)	本事業は、港区の港湾環境の改善や交流機会の増加に寄与するとともに、災害発生時に港湾の防災活動の拠点として必要な事業であることから、「事業継続」とする。 しかし、本市の近年の財政状況が厳しいことから、限定的な実施となるため、「事業継続(C)」とする。 以上により「事業継続(C)」とする。
17	土地 造成	新人工島土地造成事業	護岸延長:5,151m 埋立面積:約109ha 処分量:2,300万m ³	④	H8	H37 【H33】	1,090 【1,090】	332 【280】	30.5% 【25.7%】	埋立:0% 護岸:14.0%	1.01	事業休止 (D)	当面は、港湾局事業の優先度を考慮し、事業休止とする。 しかしながら、処分場の整備は浚渫土砂・陸上残土の適正な処分や都市環境の保全に資する事業であるため、事業再開に向けて、社会経済情勢の変化や土地利用コース等を踏まえ、事業費の確保や償還スキームのあり方を検討していく。 以上により、「事業休止(D)」とする。
18	浄水 施設 整備	泉尾配水場建設工事	配水池容量:24,000m ³ 流出入管延長:約800m	③	H19	H24 【H23】	65 【66】	15 【—】	23% 【—】	23% (事業費ベース)	1.65	事業継続 (A)	泉尾配水場建設工事は、「大阪市水道・グランドデザイン」及び「大阪市水道・震災対策強化プラン21(基本構想)」の理念に即し、地震、濁水等の災害対策の大幅な強化を目的として、緊急時における応急給水拠点の確保や大正区及びその周辺地域の給水安定性向上を図るものである。東日本大震災の発生等で、事業開始当初より、多様なリスクへの備えの必要性や、市民の防災意識が向上していることから、今後も着実に事業を進める。 以上により「事業継続(A)」とする。

※1 再評価理由

- ① 国庫補助事業で、所管省庁の基準により事業再評価が必要なもの
- ② 事業開始年度から起算して5年目の年度において未着工のもの
- ③ 事業開始年度から起算して5年目の年度において継続中のもの(平成19年度以前に事業開始分)(*)
- ④ 事業再評価した年度から5年間に経過後の年度で継続中のもの(平成18年度事業再評価実施分)(*)
- ⑤ 市長が特に必要と認めるもの

* 平成23年度に事業完了予定のものを除く。

※2 評価の分類

- 事業継続(A) : 完了時期を宣言し、重点的に実施するもの
 事業継続(B) : (A)より優先度は劣るが、予算の範囲内で着実に継続実施するもの
 事業継続(C) : (B)より優先度が劣り、限定的な実施にとどまるもの
 事業休止(D) : 複数年にわたって予算の執行を行わないもの
 事業中止(E) : 事業を中止するもの